

午五時十分開會、祝電、祝辭後議事に入る。

日程第二、運動方針大綱

中央本員會提出

第一段、無産階級運動の方向轉換と労働組合運動の新たな地位、任務(田名)
第二段、運動の細目テーゼ

第一労働農民党に関する方針

(1) 吾組合運動の新たな段階が規定したところの地位及び任務は先づ第一に所謂労働組合の混
合型的性質を速かに脱却し、當面の政治闘争の主体としての労働農民党に政治的運動能力を集中
し、党を強力にするに在る。

(2) 即ちブルジョア民主主義獲得闘争の主体たる労働農民党が強固となり、その運動能力が其中で
此組合運動も党が統一的に代表し指導し得る程度に達して、絶対主義的政治に対する民主主義
獲得闘争は治済し、且有効に強力な闘争たり得るものあり、同時にそのことは我労働組合として
その内部に於ける混合型的の残滓を速に消滅せしめ、これを全部的に精算、克服する條件を備へり
組合が日常政治闘争を果敢に、廣汎に激発指導し得るに至るべきである。

(3) 労働組合は政黨的闘争との結合による闘争を充分に遂行することによって始めて、無産階
級解放運動に於ける、従って又民主主義獲得闘争に於て謀られた任務を完全に果すことができる

の必要があり、又吾々の日常闘争は、政治的闘争に不可分の結合された部分となり、経済闘
争は政治闘争に必要發展轉化せしめ得るものに至るべきである。

以上、如き任務遂行のため、秋評議會は、労働農民党に關して次の如き、具体的方針の下に
努力せしめられしむ。

(一)

従来の組合運動の混合型的の性質を脱却し、政治的運動能力を急速に党に集中するため、
組合活動の一時の犠牲を拂つて、組合に於ける活動分子を労働農民党に送り、以て党の活
動を治済にさせしむべきなり。

(二)

労働農民党と完全なる連合を圖り、党の活動を積極的に全力を擧げて支持し、これに参加し、
必要なる場合は、党の要求に応じて大衆的行動を組織して、闘争を發展せしめ、又総合組合
負に適當なる方法を以て入党を宣傳、勸誘せしめられしむべきなり。

(三)

労働農民党以外の、他の、似非無産政黨に對しては、労働農民党と協力して、その時宜に適したる